

第5章

介護保険事業等の見込みと 介護保険料

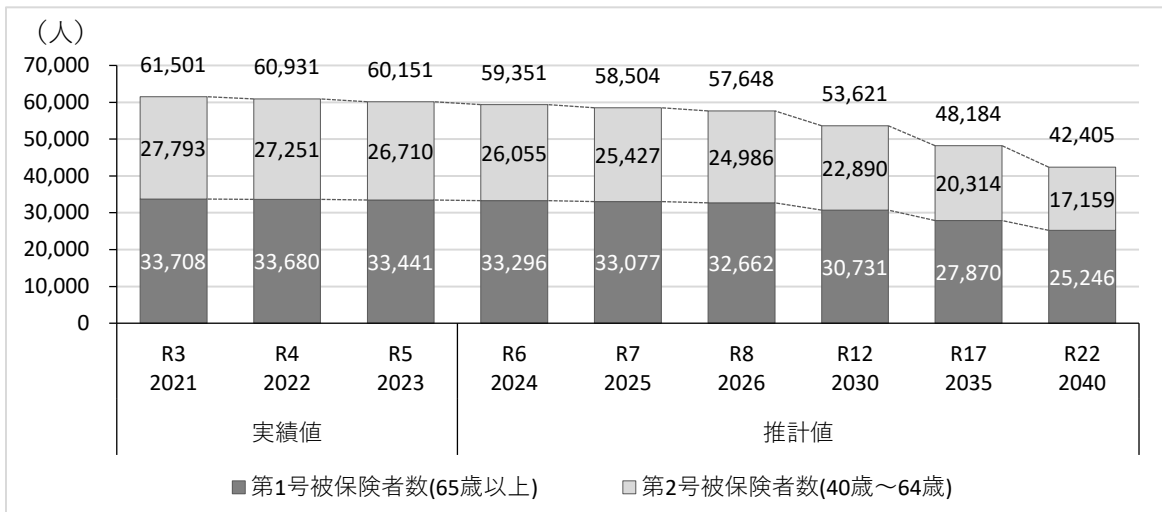
第5章 介護保険事業等の見込みと介護保険料

第1節 被保険者数等の見込み

1. 被保険者数の見込み

直近の人口動態を基に推計した今後の被保険者数は以下の通りです。
一貫して減少傾向が続く見込みです。

図表 32 被保険者数の推移見込み

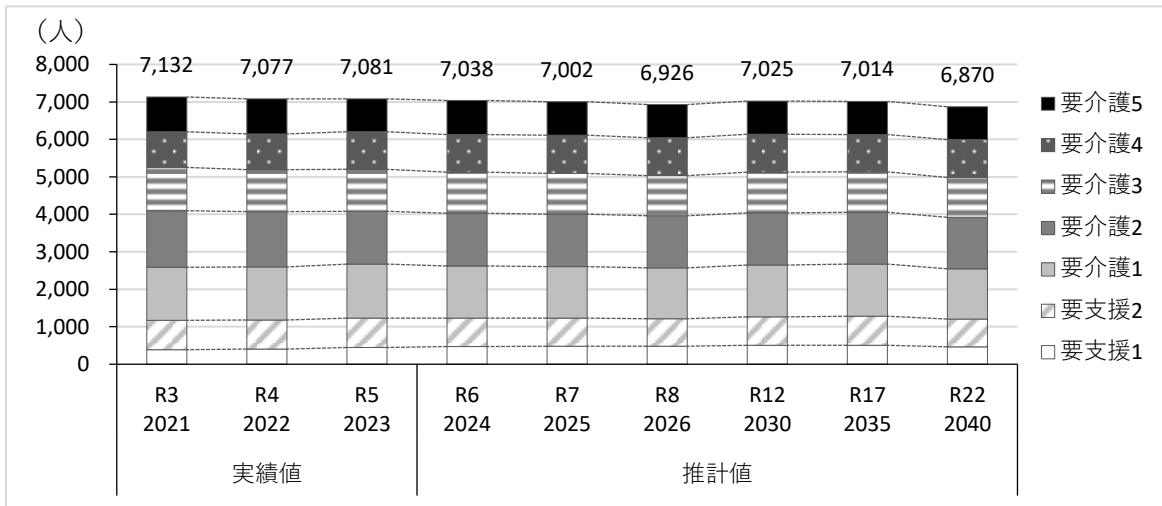


(注記) 各年度 10月1日現在

2. 要介護認定者数の見込み

これまでの認定者数の動向に推計した今後の要介護認定者数は以下の通りです。

図表 33 要介護（支援）認定者数の推移見込み



(注記) 各年度 10月1日現在

第2節 介護サービスの利用量の見込み

第8期計画期間における各介護サービスの利用状況等をもとに第9期計画期間の利用量を推計した結果は以下のとおりです。

なお、令和5年度の値は直近の介護保険状況報告に基づく推計値です。

第2節

介護サービスの利用量の見込み

1. 居宅サービス

① 訪問介護

ホームヘルパーが自宅に出向いて介護や家事などの身の回りの援助を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	1,018	1,045	1,023	1,057	1,063	1,056	1,022
	回/月	33,894	35,740	35,817	36,184	36,553	36,321	34,733

② 訪問入浴介護

浴槽や設備機器を備えた移動入浴車などが自宅を訪問し、入浴の介護を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	0	1	1	1	1	1	1
	回/月	1	3	3	3	3	3	3
介護給付	人/月	132	147	171	180	178	174	169
	回/月	544	566	696	701	693	678	658

③ 訪問看護

看護師や保健師などが自宅を訪問し、療養上の世話や看護の支援を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	6	5	8	10	10	10	10
	回/月	20	8	10	15	15	13	12
介護給付	人/月	254	251	265	275	273	270	264
	回/月	1,501	1,488	1,678	1,704	1,692	1,672	1,630

④ 訪問リハビリテーション

リハビリテーションの専門家が自宅を訪問し、日常生活を送るために必要な機能訓練の指導や助言を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	11	8	4	8	8	8	6
	回/月	104	81	48	60	60	60	47
介護給付	人/月	103	117	120	129	129	127	121
	回/月	928	1,080	1,225	1,313	1,313	1,293	1,234

⑤ 居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	9	9	7	12	12	12	12
介護給付	人/月	335	324	366	377	375	369	365

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で、入浴・食事、機能訓練等のサービスを日帰りで行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	1,123	1,014	906	1,087	1,082	1,062	985
	回/月	8,432	7,203	6,522	7,502	7,468	7,330	6,802

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	27	23	21	30	28	27	22
介護給付	人/月	282	264	261	308	308	305	275
	回/月	1,843	1,588	1,581	1,735	1,735	1,719	1,537

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

家庭での介護が一時的に困難になった場合に、介護保険施設などに短期間入所し、食事や入浴などの日常生活の介護を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	15	17	15	20	20	20	13
	日/月	88	101	100	126	126	126	82
介護給付	人/月	856	832	802	873	862	850	811
	日/月	15,224	14,727	14,434	15,130	14,953	14,757	14,198

⑨ 短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などを行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0
	日/月	0	1	0	0	0	0	0
介護給付	人/月	38	39	39	45	45	45	45
	日/月	356	306	341	456	456	456	456

⑩ 短期入所療養介護（病院等）

医療施設に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などを行います。

※これまでの利用実績が無く、利用者数を見込んでおりませんが、今後、サービスの利用があった場合に対応します。

⑪ 短期入所療養介護（介護医療院）

医療施設に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などを行います。

※これまでの利用実績が無く、利用者数を見込んでおりませんが、今後、サービスの利用があった場合に対応します。

⑫ 福祉用具貸与

車いす、介護ベッド等日常生活に必要な福祉用具の貸与を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	318	341	375	378	377	371	357
介護給付	人/月	2,118	2,155	2,198	2,222	2,201	2,181	2,177

⑬ 特定福祉用具購入

入浴や排泄に使用する用具の購入費について、保険給付を行います。(利用限度額：年間10万円までの購入費に対し、負担割合に応じた給付額)

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	6	5	6	8	8	8	7
介護給付	人/月	36	33	39	43	43	42	41

⑭ 住宅改修

居宅への手すり取付けや段差解消などの小規模な改修費について、保険給付を行います。(利用限度額：20万円までの工事に対して、負担割合に応じた給付額)

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	5	6	5	7	7	7	7
介護給付	人/月	15	15	17	26	26	26	26

⑮ 特定施設入居者生活介護

特定施設(有料老人ホーム等)に入居している方に、日常生活上の支援や介護の提供を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	20	20	20	32	32	32	32
介護給付	人/月	113	114	121	143	143	143	143

2. 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中、夜間を通じてホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回、訪問し、日常生活の支援や介護を行うとともに、看護師などが家庭を訪問し、診療の補助などを行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	51	47	53	56	56	56	49

② 夜間対応型訪問介護

夜間にホームヘルパーなどが定期的に巡回、訪問し、日常生活の支援や介護を行います。

※これまでの利用実績が無く、利用者数を見込んでおりませんが、今後、サービスの利用があった場合に対応します。

③ 地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

デイサービスセンター等で、入浴・食事、機能訓練等のサービスの提供を日帰りで行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	590	645	677	740	765	765	659
	回/月	4,063	4,280	4,475	4,640	4,799	4,799	4,120

④ 認知症対応型通所介護

デイサービスセンター等で、認知症と診断された高齢者に配慮した日常生活上の支援や機能訓練を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	人/月	59	59	59	59	58	58	58
	回/月	554	554	500	609	597	597	597

⑤ 小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心に、必要に応じて短期間の宿泊や、利用者の自宅への訪問を組み合わせたサービスを提供し、在宅での生活継続の支援を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	5	7	8	9	9	9	
介護給付	人/月	62	60	62	60	59	59	

⑥ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

施設に入居する認知症高齢者に対し、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	0	0	0	1	1	1	
介護給付	人/月	226	222	216	225	225	215	

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型の特定施設（有料老人ホーム等）に入居している方に、日常生活上の支援や介護の提供を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	29	29	31	30	30	31	

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム）

地域密着型の特別養護老人ホーム（定員29人以下）に入所している方に、日常生活上の支援や介護の提供を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	130	130	125	133	133	125	

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを同じ事業所が実施し、医療サービスの必要性が高い高齢者の在宅生活の支援を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	0	0	0	5	5	5	25

3. 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体または精神上、常時介護が必要で、在宅介護が困難な方が入所する施設です。ここでは、定員30人以上の施設を指します。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	636	645	632	660	660	660	640

② 介護老人保健施設

医療機関から退院した方などに対し、リハビリテーション等の医療サービスを提供し、在宅復帰を支援します。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	407	400	392	405	405	390	377

③ 介護医療院

要介護者であって長期にわたり療養が必要である方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。

本市に当該施設はありませんが、希望者は市外の施設を利用することができます。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	5	6	3	5	5	5	4

4. 介護予防支援／居宅介護支援

サービスを利用するための計画（ケアプラン）の作成や利用の調整等を行います。

		第8期			第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	353	373	404	416	416	414	392
介護給付	人/月	3,549	3,541	3,459	3,613	3,602	3,572	3,411

図表 34 施設・居住系サービス見込み量（再掲）

単位：人/月

	第9期						令和22年度 (2040年度)	
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		介護	予防
	介護	予防	介護	予防	介護	予防		
特定施設入居者生活介護	143	32	143	32	143	32	143	32
認知症対応型共同生活介護	225	1	225	1	225	1	215	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	30		30		30		31	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	133		133		133		125	
介護老人福祉施設	660		660		660		640	
介護老人保健施設	405		405		390		377	
介護医療院	5		5		5		4	
合計	1,634		1,634		1,619		1,568	

第3節 介護保険給付費等の見込み

1. 総給付費

① 介護給付費

単位:千円/年度

		第9期			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	(2040年度)
居宅サービス	訪問介護	1,242,133	1,256,272	1,248,263	1,193,858
	訪問入浴介護	106,572	105,522	103,165	100,149
	訪問看護	120,699	119,920	118,708	115,783
	訪問リハビリテーション	44,395	44,451	43,794	41,790
	居宅療養管理指導	28,439	28,300	27,838	27,527
	通所介護	742,761	740,119	726,359	673,014
	通所リハビリテーション	197,740	197,991	195,918	176,175
	短期入所生活介護	1,547,537	1,531,024	1,509,982	1,455,996
	短期入所療養介護(老健)	63,705	63,785	63,785	63,785
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	福祉用具貸与	349,810	346,680	343,591	344,009
	特定福祉用具購入	14,729	14,729	14,382	13,976
	住宅改修	19,978	19,978	19,978	19,978
特定施設入居者生活介護	329,631	330,048	330,048	330,048	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	157,496	157,695	157,695	138,283
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	458,300	473,775	473,775	402,633
	認知症対応型通所介護	89,992	88,401	88,401	88,401
	小規模多機能型居宅介護	161,374	157,982	157,982	157,982
	認知症対応型共同生活介護	737,261	738,194	738,194	705,442
	地域密着型特定施設入居者生活介護	74,419	74,513	74,513	76,673
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	488,973	489,592	489,592	460,798
看護小規模多機能型居宅介護	9,496	9,508	9,508	47,542	
施設サービス	介護老人福祉施設	2,216,392	2,219,197	2,219,197	2,156,763
	介護老人保健施設	1,426,781	1,428,587	1,377,153	1,333,774
	介護医療院	17,369	17,391	17,391	13,713
居宅介護支援		721,666	720,149	714,282	684,941
合計【介護給付費】		11,367,648	11,373,803	11,263,494	10,823,033

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

② 介護予防給付費

単位:千円/年度

		第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問入浴介護	350	351	351	351
	介護予防訪問看護	1,431	1,433	1,306	1,140
	介護予防訪問リハビリテーション	2,010	2,013	2,013	1,576
	介護予防居宅療養管理指導	965	966	966	966
	介護予防通所リハビリテーション	12,751	11,757	11,490	8,965
	介護予防短期入所生活介護	9,663	9,676	9,676	6,272
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	23,912	23,848	23,467	22,588
	特定介護予防福祉用具購入	3,103	3,103	3,103	2,632
	介護予防住宅改修	5,384	5,384	5,384	5,384
	介護予防特定施設入居者生活介護	32,677	32,718	32,718	32,718
	サ ー ビ ス 防 着 型	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		9,368	9,380	9,380	9,380
介護予防認知症対応型共同生活介護		2,023	2,025	2,025	2,025
介護予防支援		23,244	23,274	23,162	21,933
合計【介護予防給付費】		126,881	125,928	125,041	115,930

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

③ 総給付費

単位:千円/年度

	第9期			令和22年度 (2040年度)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防給付費	126,881	125,928	125,041	115,930
介護給付費	11,367,648	11,373,803	11,263,494	10,823,033
総給付費	11,494,529	11,499,731	11,388,535	10,938,963
本計画 計画期間中の合計	34,382,795			

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

2. 地域支援事業費

地域支援事業は、介護給付や予防給付等の保険給付とともに、介護保険法における事業として位置づけられています。

介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業であり、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つがあります。

図表 35 本市が実施している地域支援事業

事業区分		本市における取組事業等	
介護予防・日常生活支援 総合事業	介護予防・生活支援サービス	訪問型サービス	訪問型サービス(訪問介護相当、A、B、C、D)
		通所型サービス	通所型サービス(通所介護相当、A、B、C)
		その他の生活支援サービス	配食サービス事業
		介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント事業
	一般介護予防	介護予防把握事業	介護予防把握事業
		介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業、認知症予防事業、中小規模健康の駅事業
		地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業
		一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業評価事業
		地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、地域ケア会議の開催
在宅医療・介護連携推進事業		在宅医療・介護連携推進事業	
認知症総合支援事業		認知症総合支援事業	
生活支援体制整備事業		生活支援体制整備事業	
任意事業	介護給付費適正化事業	ケアプランの点検、住宅改修・特定福祉用具購入の点検、福祉用具貸与に関する調査	
	家族介護支援事業	認知症高齢者見守り事業	
	その他の事業	成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、介護相談員派遣事業	

地域支援事業に関する見込みは、次のとおりです。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

単位:千円(括弧書きの数値を除く)

	第8期			第9期			令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(2040年度)
介護予防・生活支援サービス事業	336,701	354,443	389,009	429,520	349,979	358,233	209,294
訪問介護相当サービス (利用者数:人)	36,880 (207)	35,847 (204)	36,000 (207)	35,000 (204)	35,000 (204)	35,000 (204)	26,446 (152)
訪問型サービスA (利用者数:人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1,000 (0)	1,000 (0)	1,000 (0)	0 (0)
訪問型サービス(その他)	0	0	744	744	1,904	1,904	710
通所介護相当サービス (利用者数:人)	215,499 (882)	222,420 (926)	240,000 (972)	275,000 (1000)	185,000 (500)	185,000 (500)	80,000 (500)
通所型サービスA (利用者数:人)	9,269 (60)	16,618 (107)	23,000 (190)	23,000 (200)	23,000 (200)	23,000 (200)	16,896 (140)
通所型サービス(その他)	11,933	9,515	12,004	10,252	13,065	13,825	11,463
その他生活支援サービス	13,210	13,307	14,116	15,532	16,070	16,070	13,480
介護予防ケアマネジメント	49,910	56,737	63,145	68,992	74,940	82,434	60,298
審査支払手数料、高額介護予防サービス費相当事業等				2,200	2,400	2,600	0
一般介護予防事業	59,878	58,872	68,754	34,964	36,868	40,387	65,654
介護予防普及啓発事業	55,475	55,346	63,662	33,229	34,841	37,860	60,792
その他	4,403	3,526	5,092	1,735	2,027	2,527	4,862
合計	396,579	413,315	457,763	466,684	389,247	401,220	274,948

※ 人数は1月あたりの利用者数を示します。

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

② 包括的支援事業及び任意事業

単位:千円

	第8期			第9期			令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(2040年度)
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	75,687	73,267	88,816	127,626	140,388	154,427	70,371
包括的支援事業 (社会保障充実分)	24,479	23,793	26,122	29,124	28,790	28,790	26,122
在宅医療・介護連携推進事業	3,008	2,589	3,330	4,609	4,352	4,352	3,330
生活支援体制整備事業	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
認知症初期集中支援推進事業	1,372	953	1,986	3,632	3,632	3,632	1,986
認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	0	0	0	0	0
認知症ボーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	99	251	806	883	806	806	806
任意事業	7,376	7,981	8,285	6,197	6,708	7,419	6,564
合計	107,542	105,041	123,223	162,947	175,886	190,636	103,057

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

3. 標準給付費の見込み

総給付費に「特定入所者介護サービス費等給付額」や「高額介護サービス費等給付額」、「高額医療合算介護サービス費等給付額」などを加えた標準給付費（総費用）は次のとおりです。

単位：千円/年度

	第9期			令和22年度 (2040年度)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総給付費	11,494,529	11,499,731	11,388,535	10,938,963
特定入所者介護サービス費等給付額	525,197	523,116	520,598	506,316
高額介護サービス費等給付額	247,986	248,346	248,343	229,224
高額医療合算介護サービス費等給付額	38,381	38,180	37,996	36,954
算定対象審査支払手数料	15,015	15,106	14,924	13,656
支払件数(件)	165,000	166,000	164,000	150,068
1件あたり単価(円)	91	91	91	91
標準給付費見込み額	12,321,108	12,324,478	12,210,396	11,725,113
本計画計画期間中の合計	36,855,983			

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

4. 地域支援事業費の見込み（再掲）

単位：千円/年度

	第9期			令和22年度 (2040年度)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防・日常生活支援総合事業費	466,684	389,247	401,220	274,948
包括的支援事業及び任意事業費	162,947	175,886	190,636	103,057
地域支援事業費	629,631	565,133	591,856	378,005
本計画計画期間中の合計	1,786,620			

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

5. 市町村特別給付費等の見込み

介護保険制度では、給付サービス以外にも、地域の事情や特徴に見合った独自のサービス事業を行うことができます。この際活用できるのは「市町村特別給付(対象者は要支援・要介護認定者)」と「保健福祉事業(対象者は被保険者及び介護者)」の二つの手法で、これらはともに第1号被保険者の保険料を財源としています。

本市では、第8期計画より、保健福祉事業を活用して介護用品支給券支給事業を実施しており、今後も継続していきます。

単位:千円/年度

	第9期			令和22年度 (2040年度)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
市町村特別給付費	0	0	0	0
保健福祉事業費	30,000	30,000	30,000	30,000
市町村特別給付費等 (上記2事業費の合計)	30,000	30,000	30,000	30,000
本計画計画期間中の合計	90,000			

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

第4節 第9期介護保険料

1. 保険給付費等の財源

① 保険給付費の財源

介護サービス及び介護予防サービスの利用に係る費用の90.0%は介護保険給付と呼ばれ、このうち50.0%は被保険者が支払う介護保険料、残りの50.0%は公費によって賄われています。

国から交付される調整交付金は通常5.0%ですが、本市は第8期現在で約8.0%相当の交付を受けていることから、第1号被保険者の実質負担割合は約20.0%程度（通常は23.0%）に抑えられています。

図表 36 保険給付の財源構成と利用者負担

← 費用額 →					
保険給付費(費用額の90%(*1))					利用者負担 費用額の10%(*1)
保険料 50%		公費 50%			
第1号被保険者 保険料 23% (*2)	第2号被保険者 (支払基金から交付) 27% (定率)	国		県	
		調整 交付金 5% (*3)	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)

(施設給付等の公費部分の財源割合)

国		県	市
調整 交付金 5% (*3)	15% (定率)	17.5% (定率)	12.5% (定率)

- (※1) 保険給付費と利用者負担の割合：
利用者負担は10.0%（保険給付費割合90.0%）を基本とするが、所得に応じて20.0%又は30.0%となる場合がある。（保険給付費割合は利用者負担に応じて80.0%又は70.0%となる）
- (※2) 第1号被保険者保険料の割合：
調整交付金が5.0%以上（未満）となった場合、その差分が調整され、23.0%未満（以上）となる。
- (※3) 調整交付金：
保険者間における後期高齢者の加入割合の相違や第1号被保険者の負担能力の相違、災害等による保険料の減免等といった格差を調整するため、国全体の介護保険料の5.0%相当額を交付するもの。
介護予防・日常生活支援総合事業における調整交付金についても同様。

② 地域支援事業費の財源

地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用の財源のうち50.0%は被保険者が支払う介護保険料、残りの50.0%は公費によって賄われています。

包括的支援事業及び任意事業に係る費用の財源については、介護保険料が23.0%、公費が77.0%となっています。

図表 37 介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成

保険料 50%		公費 50%			
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者 保険料	国		県	市
		調整 交付金			
23%	27%	5%	20%	12.5 %	12.5 %

(注記) 一部、利用者に費用を負担いただく事業もあります。

図表 38 包括的支援事業及び任意事業の財源構成

保険料 23%	公費 77%		
第1号被保険者 保険料	国	県	市
23%	38.5%	19.25%	19.25%

(注記) 一部、利用者に費用を負担いただく事業もあります。

③ 市町村特別給付の財源

市町村特別給付は、介護給付及び介護予防給付以外に、市町村が独自に要介護・要支援者等に対して給付を行うものであり、その財源は第1号被保険者の保険料となります。

2. 第1号被保険者の所得段階別人数

第1号被保険者の介護保険料は、被保険者個人の所得段階に応じて異なります。これまで本市では国が示す標準所得段階（9段階）に独自の段階「合計所得金額400万円以上」を加えた計10段階の所得段階を採用していましたが、令和5年12月に国が介護保険制度の持続可能性確保の観点から、今後の介護給付費の増加を見据え所得段階の見直し等を行ったことを受け、本計画期間においては、国の新たな標準所得段階（13段階）および諸係数を採用することとします。

各段階の対象、基準額に対する乗率、人数は次の通りです。

単位:人

所得段階	対象者		基準額に対する乗率	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度(2040年度)	
1	市民税非課税世帯	本人が市民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人の課税年金収入等が80万円以下	0.455	4,946	4,804	4,636	3,583
2			本人の課税年金収入等が120万円以下	0.685	3,233	3,232	3,211	2,482
3			本人の課税年金収入等が120万円超	0.690	2,782	2,800	2,801	2,165
4	市民税課税世帯	本人が市民税課税	本人の課税年金収入等が80万円以下	0.900	5,107	4,825	4,520	3,494
5			本人の課税年金収入等が80万円超	1.000	6,530	6,422	6,275	4,850
6			本人の合計所得金額が120万円未満	1.200	4,828	4,994	5,127	3,963
7			本人の合計所得金額が120万円以上	1.300	3,487	3,533	3,558	2,750
8			本人の合計所得金額が210万円以上	1.500	1,234	1,255	1,269	981
9			本人の合計所得金額が320万円以上	1.700	465	505	541	418
10			本人の合計所得金額が420万円以上	1.900	251	276	299	231
11			本人の合計所得金額が520万円以上	2.100	113	112	111	86
12			本人の合計所得金額が620万円以上	2.300	65	65	64	49
13			本人の合計所得金額が720万円以上	2.400	255	254	250	194
第1号被保険者数 合計					33,296	33,077	32,662	25,246
第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）					31,955	31,942	31,734	24,529

(注記1) 所得段階別人口（見込み）算出の基礎となる所得段階別割合は、第8期計画期間中の実績に基づき推計値を用いている。

また、本表における「合計所得金額」は、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をいう。また、「課税年金収入等」は、前述の「合計所得金額」から課税年金収入に係る所得を控除した額に課税年金収入額を加えた額をいう。

(注記2) 第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）は、保険料基準額の算定のために第1号被保険者数を「基準額に対する乗率」で補正したもの。所得段階ごとに「人数」と「基準額に対する乗率」を掛け合わせた値の合計値。

3. 保険料収納率

保険料の収納率は、98.8%を見込んでいます。

今後も介護保険制度の趣旨をご理解いただけるよう周知に努め、更なる収納率の向上に努めます。

4. 介護保険給付準備基金

介護保険給付準備基金は、第1号被保険者の介護保険料を適正かつ計画的に管理するために設置しており、毎年度の決算によって生じた剰余金の中から、第1号被保険者の保険料の剰余金を積み立てています。この基金には、予測を上回る介護給付費の増加により予算に不足が生じた場合に、不足分を補う役割もあります。

第9期においては、5億3千9百万円を取り崩すことにより、保険料の上昇を抑制します。

単位:円

令和5年度末見込み額	885,137,604
取崩額	539,000,000
取崩後の基金残高見込み額	346,137,604

(注記) 令和5年度末見込み額は、令和6年3月末時点の値

5. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者の取り組みを推進するため、平成30年度（介護保険保険者努力支援交付金については令和2年度）に創設された交付金です。交付額は、各市町村が行う取り組み及び都道府県が行う市町村支援の取り組みに対し、評価指標の達成状況に応じて決定されます。

これまでの交付状況及び現在の取組状況に鑑み、本計画期間においては6千6百万円の交付を見込みます。

単位:円

交付見込額	66,000,000
-------	------------

6. 保険料基準額

以上から、第1号被保険者の第9期保険料基準額は、月額 6,725 円と算出されました。本来であれば月額 7,200 円の保険料が必要ですが、介護保険給付準備基金の取り崩しにより、月額 475 円の減額となっています。

第4節

第9期介護保険料

	合計	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
第1号被保険者数 a (所得段階別加入割合補正後) (人)	95,630	31,955	31,942	31,734	24,529
b 標準給付費 (千円)	36,855,983	12,321,108	12,324,478	12,210,396	11,725,113
c 地域支援事業費 (千円)	1,786,620	629,631	565,133	591,856	378,005
c1 介護予防・日常生活支援総合事業費 (千円)	1,257,151	466,684	389,247	401,220	274,948
c2 包括的支援事業費・任意事業費 (千円)	529,469	162,947	175,886	190,636	103,057
d 第1号被保険者負担相当額 [(b+c)×23%※] ※令和22年度は26% (千円)	8,887,799	2,978,670	2,964,611	2,944,518	3,146,811
e 調整交付金相当額 [(b+c1)×5%] (千円)	1,905,657	639,390	635,686	630,581	600,003
f 調整交付金見込額 [(b+c1)×交付率※] ※交付率は<>内 (千円)	2,653,590	956,527 <7.48%>	884,875 <6.96%>	812,188 <6.44%>	1,117,206 <9.31%>
g 市町村特別給付等 (千円)	90,000	30,000	30,000	30,000	30,000
h 準備基金取り崩し額 (千円)	539,000				0
i 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (千円)	66,000				20,000
j 保険料出納必要額 [d+e-f+g-h-i] (千円)	7,624,865				2,639,608
k 予定保険料収納率 (%)		98.80			98.50
保険料基準月額 [j÷k÷a÷12]×1000 (円)		6,725			9,104

※ (b)から(k)は千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

単位:円

	第9期	(参考) 第8期
基準額(月額)	6,725	6,257
(年額)	80,700	75,000

(注記) 年額=月額×12カ月。但し、100円未満は切り捨て。

7. 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、次の通りです。

第1段階から第3段階については、公費による低所得者軽減が図られます。軽減に係る費用は、国が50.0%、県と市が25.0%ずつ負担します。

単位:円

所得段階	対象者		基準額に対する乗率	第9期	(参考)		
					第8期	第8期からの増減	
1	市民税非課税世帯	本人が	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人の課税年金収入等が80万円以下	0.455 →0.285 (軽減)	22,900	22,500	400
2			本人の課税年金収入等が120万円以下	0.685 →0.485 (軽減)	39,100	37,500	1,600
3			本人の課税年金収入等が120万円超	0.690 →0.685 (軽減)	55,200	52,500	2,700
4	市民税課税世帯	本人が市民税課税	本人の課税年金収入等が80万円以下	0.900	72,600	67,500	5,100
5			本人の課税年金収入等が80万円超	1.000 (基準)	80,700	75,000	5,700
6			本人の合計所得金額が120万円未満	1.200	96,800	90,000	6,800
7			本人の合計所得金額が120万円以上	1.300	104,900	97,500	7,400
8			本人の合計所得金額が210万円以上	1.500	121,000	112,500	8,500
9			本人の合計所得金額が320万円以上	1.700	137,100	※1 127,500	※1 9,600
						※2 142,500	※2 -5,400
10			本人の合計所得金額が420万円以上	1.900	153,300	142,500	10,800
11			本人の合計所得金額が520万円以上	2.100	169,400		26,900
12			本人の合計所得金額が620万円以上	2.300	185,600		43,100
13	本人の合計所得金額が720万円以上	2.400	193,600	51,100			

※1 本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の場合

※2 本人の合計所得金額が400万円以上の場合

(注記) 所得段階別保険料 = 基準額(年額) × 基準額に対する乗率。但し、100円未満は切り捨て。
また、本表における「合計所得金額」は、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をいう。また、「課税年金収入等」は、前述の「合計所得金額」から課税年金収入に係る所得を控除した額に課税年金収入額を加えた額をいう。